

19消安第14742号

平成20年3月19日

流通業界 あて

農林水産省総合食料局流通課長  
農林水産省消費・安全局表示・規格課長  
水産庁漁政部加工流通課長

### アブラボウズの名称表示の適正化のための協力依頼について

日頃から水産物の適正表示の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

消費者に販売される水産物の名称の表示につきましては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく品質表示基準により、生鮮食品、加工食品ともに名称の表示が義務付けられているところです。

しかしながら、今般、一部の小売店等において、アブラボウズ（学名：*Erilepis zonifer*）を、種名（標準和名）である「アブラボウズ」ではなく、「クエ」又は「アラ」と表示し、販売しているケース（生鮮切身商品、鍋セット商品等）があることが判明いたしました。

アブラボウズはカサゴ目ギンダラ科、クエ（アラ）はスズキ目ハタ科と別種であり、市場における価格差も大きく、また、アブラボウズを「クエ」又は「アラ」と表示することは、消費者に誤認を与えるおそれがあることから、JAS法に違反すると考えられます。

つきましては、これらの魚種について適正な表示が行われるよう、会員への周知の徹底をお願いいたします。なお、別途漁業関係団体、市場関係団体及び都道府県担当部局に対し、同様に会員等への周知を依頼していることをお知らせいたします。

なお、平成15年3月に魚介類の名称のガイドラインの中間とりまとめとして運用を開始してから4年が経過し、この間の運用で明らかになった課題等を踏まえ、平成19年7月に、JAS法に基づき魚介類の名称を表示する際に参考となる考え方や事例を示した「魚介類の名称のガイドラインについて」を取りまとめしておりますので参照願います。

19消安第14742号

平成20年3月19日

漁業関係者、市場関係者 へ

農林水産省総合食料局流通課長  
農林水産省消費・安全局表示・規格課長  
水産庁漁政部加工流通課長

### アブラボウズの名称表示の適正化のための協力依頼について

日頃から水産物の適正表示の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

消費者に販売される水産物の名称の表示につきましては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく品質表示基準により、生鮮食品、加工食品ともに名称の表示が義務付けられているところです。

しかしながら、今般、一部の小売店等において、アブラボウズ（学名：*Erilepis zonifer*）を、種名（標準和名）である「アブラボウズ」ではなく、「クエ」又は「アラ」と表示し、販売しているケース（生鮮切身商品、鍋セット商品等）があることが判明いたしました。

アブラボウズはカサゴ目ギンダラ科、クエ（アラ）はスズキ目ハタ科と別種であり、市場における価格差も大きく、また、アブラボウズを「クエ」又は「アラ」と表示することは、消費者に誤認を与えるおそれがあることから、JAS法に違反すると考えられます。

つきましては、これらの魚種について適正な表示が行われるよう、出荷段階での表示実態の把握を行うとともに、会員への指導の徹底をお願いいたします。なお、別途流通関係団体や都道府県担当部局に対し、同様に会員等への周知を依頼していることをお知らせいたします。

なお、平成15年3月に魚介類の名称のガイドラインの中間とりまとめとして運用を開始してから4年が経過し、この間の運用で明らかになった課題等を踏まえ、平成19年7月に、JAS法に基づき魚介類の名称を表示する際に参考となる考え方や事例を示した「魚介類の名称のガイドラインについて」を取りまとめしておりますので参照願います。

19消安第14742号

平成20年3月19日

都道府県担当部局 あて

農林水産省総合食料局流通課長  
農林水産省消費・安全局表示・規格課長  
水産庁漁政部加工流通課長

アブラボウズの名称表示の適正化のための協力依頼について

日頃から水産物の適正表示の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

消費者に販売される水産物の名称の表示につきましては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく品質表示基準により、生鮮食品、加工食品ともに名称の表示が義務付けられているところです。

しかしながら、今般、一部の小売店等において、アブラボウズ（学名：*Erilepis zonifer*）を、種名（標準和名）である「アブラボウズ」ではなく、「クエ」又は「アラ」と表示し、販売しているケース（生鮮切身商品、鍋セット商品等）があることが判明いたしました。

アブラボウズはカサゴ目ギンダラ科、クエ（アラ）はスズキ目ハタ科と別種であり、市場における価格差も大きく、また、アブラボウズを「クエ」又は「アラ」と表示することは、消費者に誤認を与えるおそれがあることから、JAS法に違反すると考えられます。

つきましては、これらの魚種について適正な表示が行われるよう、関係者への指導の徹底をお願いいたします。

なお、平成15年3月に魚介類の名称のガイドラインの中間とりまとめとして運用を開始してから4年が経過し、この間の運用で明らかになった課題等を踏まえ、平成19年7月に、JAS法に基づき魚介類の名称を表示する際に参考となる考え方や事例を示した「魚介類の名称のガイドラインについて」を取りまとめしておりますので参照願います。

## アブラボウズの名称表示の適正化のための文書発出先

|   |         |
|---|---------|
| 流通業界あて  |         |
| 財団法人 食料農商交流協会、全国水産物商業協同組合連合会、<br>全国小売市場総連合会、日本スーパーマーケット協会、日本小売業協会<br>日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、<br>社団法人 日本セルフ・サービス協会、社団法人 全国スーパーマーケット協<br>社団法人 日本フランチャイズチェーン協会、<br>社団法人 日本ボランティア・チェーン協会、協同組合セルコチェーン、<br>全日本スーパーギルト商業協同組合連合会、<br>全日食チェーン商業協同組合連合会、無添加食品販売協同組合、<br>社団法人 日本加工食品卸協会、社団法人 日本外食品卸協会、<br>全国給食事業協同組合連合会、日本給食品連合会、<br>オール日本スーパーマーケット協会 | 計 20 団体 |
| 漁業関係者、市場関係者あて   |         |
| 全国漁業協同組合連合会、全国水産加工業協同組合連合会、<br>全国公設地方卸売市場協議会、全国第3セクター市場連絡協議会、<br>社団法人 全国中央市場水産卸協会、全国魚卸売市場連合会、<br>全国水産物卸組合連合会、全国中央卸売市場協会   | 計 8 団体  |
| 都道府県担当部局あて  |         |
| 各都道府県の水産物産地市場担当<br>各都道府県の J A S 担当部局（水産物産地市場担当と重複の場合は省略）  |         |

## アブラボウズ（カサゴ目ギンダラ科）



北日本の太平洋岸から千島列島、カムチャッカ半島、ベーリング海、アラスカ湾、カリフォルニアまで分布します。

成魚は深海の岩礁域、幼魚は表層で浮遊物につきます。全長は1.8m、体重は90kgを超えると考えられています。

底びき網、一本釣、立て縄釣などで漁獲されます。

日本近海的主要な産地は相模湾周辺、天皇海山、三陸沖などです。ロシアから冷凍で輸入されています。

ギンダラに似て、脂の多い白身です。かす漬け、煮つけ、鍋物などにします。小田原市付近(神奈川県)では「おしつけ」と呼ばれ、刺身や寿司で賞味します。

## クエ（スズキ目ハタ科）



大型のハタ類で、全長は1.3mになります。南日本（日本海側では舩倉島まで）から南シナ海まで分布します。沿岸の浅所から深所の岩礁域に生息しています。

頭部や体には6~7本の、不規則な、斜めに走る横帯があります。前方のものほど傾きが強くなっています。成魚(特に老成魚)では斑紋が消えます。

釣が主体で、はえ縄、定置網などでも漁獲されます。釣人は「もろこ」と呼んでいます。

旬は秋から冬。美味しい魚で、鍋物、刺身、焼き物、煮物、揚げ物に。九州の「あら料理」は有名。内臓も食べます。